

「子ども・子育て支援新制度」について

認定こども園・幼稚園・保育所(園)への入所を希望される方は、教育・保育の必要性に応じた1号・2号・3号いずれかの「認定」を受けていただく必要があります。入所申込書にご記入いただいた内容を市で審査させていただき、以下の認定区分を記載した支給認定証を交付します。これにより、各施設の定めた利用時間において教育・保育を受けることができます。

※支給認定証は、新規入所または認定内容が変わる方に対し、2月頃に発送する予定です。

●認定区分

認定区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳 ※	教育を希望し、保育の必要がない場合	●幼稚園 ●認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	●保育所(園) ●認定こども園
3号認定 (保育認定)	0～2歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	●保育所(園) ●認定こども園

※1号認定は当該年度の4月1日時点で満3歳以上になっている場合に限りです。

●保育の必要量の認定

【保育標準時間認定】施設ごとに決められた1日11時間の時間帯の中で、必要な時間に利用できます。		
①就労 ④介護等 ⑦就学	月120時間以上	②妊娠・出産 ③疾病・障がい ⑤災害復旧 ⑧その他

【保育短時間認定】施設ごとに決められた1日8時間の時間帯の中で、必要な時間に利用できます。		
①就労 ④介護等 ⑦就学	月64時間以上120時間未満	⑥求職活動 ⑧その他

※利用可能な時間帯を超える利用については「延長料金」が別途かかります。

※就労時間が月120時間を越えない場合でも始業・終業の時間によっては「保育標準時間認定」となることがありますので、子ども未来課へご相談ください。

- ◆入所理由がなくなった場合や安来市外に転出された場合は、支給認定を取り消します。
- ◆年度途中で2歳から3歳になるお子さんについては自動的に3号認定→2号認定となり、市から通知します。
- ◆入所理由等に変更があった場合は、必ず子ども未来課(電話：23-3214)へご連絡ください。